

全L協保安2第23号
令和2年8月6日

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

福島県郡山市での爆発事故の発生を受けた注意喚起等について (お願い)

標記につきまして、経産省ガス安全室より別紙のとおり要請がありました。

本件は、標記事故の発生を踏まえ、事故防止の観点から、お客様への周知徹底及びLPガス販売事業者等の調査・点検等について、当協会に対し、会員への周知を要請されたものです。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては関係者に対し、下記の事項をご周知くださいますようお願いいたします。

なお、事故原因等については、現在も警察の捜査が継続している状況であり、正確なところは不明であります。明らかになりましたら、あらためてご連絡させていただきます。

また、この事故は、原因如何に係らず、当協会の自主保安運動の重点取組事項の一つである「業務用施設におけるガス警報器とガスメーターの連動遮断の実施」につきまして、取り組みが重要であることが認識されました。本件に関しても益々の取り組みの推進をあわせてお願いいたします。

記

【経産省からの周知事項】

- ・ 一般消費者等へのガスの安全な使用に関する周知徹底について
- ・ LPガス販売事業者等による日頃の調査、点検等業務について

【全L協からのお願い】

- ・ 業務用施設におけるガス警報器とガスメーターの連動遮断の推進

以 上

発信手段：Eメール

保安部：高木、瀬谷（靖）

経済産業省

2020産ガ安第10号

令和2年8月5日

一般社団法人全国LPガス協会 会長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

福島県郡山市での爆発事故の発生を受けた注意喚起について（要請）

令和2年7月30日（木）に福島県郡山市の飲食店において、ガス漏えいが疑われる大規模な爆発事故が発生しました。

事故の原因究明が今後なされていくところではありますが、LPガス販売事業者等におかれましては、安全第一主義をより一層徹底し、事業を実施していただく必要があります。

つきましては、以下の点につき傘下の事業者への周知いただくよう要請します。

1. 一般消費者等へのガスの安全な使用に関する周知徹底について

- ・業務上ガスを使用する一般消費者等が休業等でガスを長期間使用しない場合や事業を再開する場合、また、リフォーム等工事を行う際には、LPガス販売事業者等に連絡をすること。
- ・ガスくさいなど異常があれば緊急連絡先へ連絡をすること。
- ・ガス警報器等の安全機器の設置を促進すること。

など、日頃の安全に対する周知事項について、しっかり一般消費者等への周知をはかっていただきますようお願いします。一般消費者等において、新型コロナウイルスの感染拡大による休業後の営業再開の際には、甚大な被害を及ぼす可能性があることからガス機器及び安全設備について異常が無いことを確認するなど各種安全面にも十分にご配慮いただく必要がありますのでその点も含め関係事業者への周知を行っていただくようお願いします。

2. LP販売事業者等による日頃の調査、点検等業務について

日頃の調査、点検等業務についてあらためて抜けのないよう実施していただきますようお願いします。